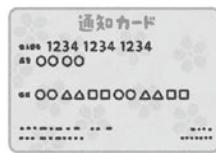




住民異動の手続きはお早めに

入学、就職、転勤などで引っ越しされる方は
住民異動の手続きが必要になります



◆住民異動届の届出人は

本人または同じ世帯の方が届出人となります。代理人が届け出する場合は「委任状」が必要です。

※同じ住所であっても「世帯分離」している方は別世帯のため「委任状」が必要となります。

◆受付時間

月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)までの午前8時30分から午後5時15分までです。

※毎週水曜日の窓口延長時間や第3日曜日の開庁日には受け付けていませんのでご注意ください。

◆届け出に必要な書類

届出人の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カードなど官公署で発行されたもの)が必要です。

こんなとき	手続きに必要なもの	届け出の期限
転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●転出証明書(前住所地で交付) ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療負担区分等証明書または広域内異動連絡票(前住所地で交付) ●介護保険受給者資格証明書(前住所地で交付) ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●小・中学生の子どもがいる場合は、在学証明書(前学校で交付) ●住民基本台帳カード(カードの交付を受けている方のみ) ●個人番号カードまたは通知カード 	転入した日から 14日 以内
転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●印鑑登録証(印鑑登録している方のみ) ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証(70歳以上の方) ●後期高齢者医療被保険者証 ●子ども医療受給者証 ●ひとり親家庭医療受給者証 ●介護保険被保険者証 ●重度心身障害者医療費受給者証 ●個人番号カード 	転出する 14日 前から 転出した日から 14日 以内
町内で住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証(70歳以上の方) ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療被保険者証 ●子ども医療受給者証 ●ひとり親家庭医療受給者証 ●介護保険被保険者証 ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ●重度心身障害者医療費受給者証 ●住民基本台帳カード(カード交付を受けている方のみ) ●個人番号カードまたは通知カード 	転居した日から 14日 以内
世帯主が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証(70歳以上の方) 	変更した日から 14日 以内